

平成17年西東京市教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年9月30日(金)
開会 午前10時00分 閉会 午前11時07分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格
委員長職務代理者 大後 みき子
委 員 角田 富美子
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
指 導 課 長 大町 洋
統 括 指 導 主 事 中村 豊
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
- 7 傍聴人 1人

平成17年西東京市教育委員会第9回定例会議事日程

日 時 平成17年9月30日（金） 午前10時から

場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第49号 平成17年度西東京市一般会計補正予算（第2号）について
（申出）の専決処分について
- 第3 議案第50号 西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第51号 公文書一部開示決定に対する異議申立てについて（諮問）
- 第5 議案第52号 西東京市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則
- 第6 報告事項 (1) 児童・生徒数の報告について [学務課長]
- (2) 「西東京市立中学校の牛乳給食について（提言）」
[学務課長]
- (3) 平成17年度市立中学校教科用図書選定委員会の募集に係わる
公文書の一部開示決定に関しての異議申立てについて
[指導課長]
- 第7 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 17 年第 9 回定例会
(9 月 3 0 日)

午 後 1 0 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年第9回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第49号 平成17年度西東京市一般会計補正予算(第2号)について(申出)の専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第49号 平成17年度西東京市一般会計補正予算(第2号)について(申出)の専決処分についての提案理由を御説明申し上げます。

議案第49号につきましては、教育費のうち小学校費及び社会教育費について、補正予算といたしまして9月定例市議会に提案したものでございます。議会日程の関係から緊急を要し、教育委員会を開催するいとまがなかったため、専決処分いたしました。このことにつきまして、教育委員会事務委任規則第6条の規定により報告し、御承認いただきたくお願いするものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。

村野学校教育部長 それでは、議案第49号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

次ページの専決処分書をお願いいたします。

一般会計全体の補正予算の総額としては約10億円程度補正をいたしたものでございます。この10億円につきましては、主に昨年度の決算に伴う剰余金の整理ということになっております。補正予算につきましては、昨日、9月29日付で本会議で可決を見たところでございます。

それでは、学校教育関係について御説明を申し上げます。

その前に、専決理由の「碧山小学校」の「碧」が「壁」になっておりますが、紺碧の「碧」に御訂正をお願いいたしたいと思っております。申しわけございませんでした。

教育長から御説明がありましたように、項としては2項、小学校費での補正でございますが、これは専決理由にも記載してありますように碧山小学校の児童数が、平成18年度は増加する見込みになっております。この増加に伴いまして、本来であれば普通教室を増築ということになるかと思っておりますが、緊急的な措置ということでございますので、図書室を普通教室に改修し、新たに不足する図書室を校庭に建設する仮設のプレハブにより設置するものであります。

碧山小学校につきましては、平成17年度につきましては15学級でございますが、来年度につきましては17学級が見込まれるところでございます。このプレハブにつきましては5年間のリース契約ということでございまして、本年度の9月の補正予算では1,039万4,000円が計上されておりますが、5年間では5,300万円余の財源が必要になりまして、これにつきましては、あわせて9月補正におきましては債務負担行為の設定をしたところで

ございます。平成17年度につきましては、プレハブを2カ月間使用ということで2カ月分の予算を計上しております。表内の主な内容でございますが、委託料150万円、これは施設の設計の委託料、使用料及び賃借料、これがプレハブのリース料でございます。先ほど申し上げましたように、2カ月分のみを計上しているということで、残りの48カ月分につきましては、債務負担行為で設定をさせていただいております。

次に、15節、工事請負費630万円につきましては、図書室を普通教室へ転用するための工事費を計上してございます。18節、備品購入費75万円につきましては、新たに増設する2学級の机、いす、ロッカー等の経費を計上したものであります。

なお、この経費につきましてはすべて一般財源により措置するものでございます。

次ページをお願いいたします。

専決処分第18号でございますが、生涯学習部関係の補正予算でございます。具体的には社会教育費の図書館費でございます。専決理由にございますように、情報制約者、いわゆる高齢者あるいは外国人等の方々に、市報あるいは図書館資料につきまして、音声によって情報を提供する環境を整備する、そのための経費を計上するものであります。

経費の内容といたしましては、報償費4万円、需用費8,000円、そして備品購入費が123万6,000円、合わせて128万4,000円。財源につきましては、自治総合センター共生のまちづくり助成金という補助金がございます。これを充てるということになっております。

補足説明は以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 専決処分第17号の方なんですけれども、碧山小学校の仮設プレハブになった場合は空調がつくわけでしょうか。それと、現在の図書室を普通教室にした場合に、今まで使用していた空調などはどうするのかなということ。あと、何年生がこのクラスに入るような予定があるかどうかということをお尋ねします。

小野学校教育部主幹 空調設備につきましては、仮設の建物には空調設備を完備いたします。図書室は従来どおり、碧山小学校はすべて空調設備が整っておりますので、そのまま図書室にも空調設備は残すという考え方で進めています。あと、学級につきましては、今の段階では何年生をそこに配置するかというのはまだ決まっていないと思われまして。

以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第49号 平成17年度西東京市一般会計補正予算(第2号)について(申出)の専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第50号 西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第50号 西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則の、提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴いまして、本規則の一部改正が必要となったために、議案として提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村野学校教育部長 それでは、議案第50号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、次ページの新旧対照表をお願いいたします。

表につきましては、左側が改正案、右側が現行でございます。現行の第2条を改正するものでございまして、アンダーラインの引いてあるところが改正の部分ということになります。現行の規則におきましては、西東京市の個人情報保護条例施行規則、これを引用しております。現行ではそれぞれの引用部分、第6条、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第10条関係、第12条関係とを、それぞれを引用することによって、「市長」を「教育委員会」と読みかえ、さらに「課長」とあるのを「教育委員会事務局各課長及び学校その他の教育機関の長」という読みかえ規定をしているところでございますが、今般、第8条関係が改正されたところでございまして、改正の都度、それぞれ教育委員会における規則を改正する必要が現在の体系ではございますので、これを改正案としましては、個別の条項を引用せず、「これらの規定中」と変えることによって、個人情報保護条例施行規則が改正された場合であっても、教育委員会の規則を改正する必要がなくなるというような方法に改めるものでございます。

施行につきましては、平成17年10月1日を予定しているところでございます。

補足説明につきましては以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 改正案の最後から2行目ですけれども、「その他の教育機関」とはどういうものかお願いします。

二谷教育庶務課長 これは、「教育委員会事務局」と申しますと、通常本庁の中に入っているところでございまして、「その他の教育機関」と申しますと、例えば公民館であるとか図書館、ここの長ということになります。

竹尾委員長 大後委員、よろしゅうございますか。

大後委員 現在は公民館と図書館だけでいいんですか。

二谷教育庶務課長 現在のところは、「教育機関の長」と申しますと、公民館、図書館失礼しました、それから菅平少年自然の家、あそこも管理職でございました。訂正をさせていただきます。その3つの組織が、今のところ長がおりますので、そのところになります。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 確認させてください。

今まで教育委員会が管理する個人情報等については、市長が責任を持っていたということ

ですか。そして、それが今度は教育委員会と課長が責任を持って行うということですか。

二谷教育庶務課長 今までも教育委員会で所管している個人情報につきましては、教育委員会の方で所管をしておりました。先ほど部長が説明いたしましたように、条例が第2条から第16条までございまして、その都度、「市長」を「教育委員会」に読みかえるというような規則になっているわけですが、第2条から第16条というかなり長いものですから大元の規則を改正すると、その都度、教育委員会の規則も改正しなければいけない。そのところを、これらの規定中ということで、第2条から第16条の中にあるところを、大元の規定が改正されても、そのまま同じように読みかえできるようにということで、改正するというのが一番大きなところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第50号 西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第51号 公文書一部開示決定に対する異議申立てについて（諮問）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第51号 公文書一部開示決定に対する異議申立てについて（諮問）、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市情報公開条例第16条の規定によりまして、西東京市情報公開審査会に諮問する必要があるため、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第12項によりまして、議案として御提案するものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

村野学校教育部長 それでは、議案第51号につきまして、教育長に補足して御説明を申し上げます。

本議案につきましては、西東京市情報公開条例に基づく開示請求に対しまして、西東京市情報公開条例第8条及び第11条第1項に基づきまして、一部開示決定を開示請求者に通知したところでございます。当該決定処分に対しまして、異議申立てがなされましたので、情報公開条例第16条に基づく手続といたしまして、情報公開審査会に諮問して決定をいただくものでございます。

この件につきまして、若干の経過を御説明申し上げます。

平成17年度の市立中学校教科用図書選定委員会の選考に関しまして、7月6日付で公文書の開示請求がなされました。その請求内容といたしまして、1点目として選考の際の採点基準、2点目として応募作文すべての採点結果、3点目といたしまして選考方法、4点目として選考基準、5点目といたしまして選考に当たる構成員のわかる文書、6点目といたしまして、応募者数のわかる文書、最後に応募書類、この起案書及び応募作文のすべてについて

の開示の請求がなされました。

これに対しまして、教育委員会としては、個人情報が含まれているという関係上、一部開示として決定いたしました。これを不服として、審査請求者は行政不服審査法に基づく異議申立てを行ったものでございます。この異議申立てがされたことにより、先ほど御説明いたしました情報公開条例第16条に基づく情報公開審査会 - - これは市長部局に設置されております、この審査会に諮問をするものであります。この審査会に諮問することについて、別機関での審査ということになりますので、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第1項12号に規定されております「附属機関への諮問事項に関すること」、これに基づきまして今回、教育委員会にお諮りするものであります。

次に、添付資料につきまして、詳細について御説明を申し上げます。

議案書の次ページをお願いいたします。

これは委員長から市長部局にございます西東京市情報公開審査会あての諮問文でございます。異議申立人はこちらに記載のとおりであります。異議申立日は平成17年8月26日、対象となる文書につきましては、本年度の教科用図書選定委員会の委員募集の作文関係ということになっております。

次のページでございますが、異議申立てに対する理由説明書でございます。これを添付して諮問をするということございまして、1番として、異議申立ての概要ということで、開示された文書が一部開示ということなので、異議申し立てを行う。2番目として異議申立者の住所氏名、という内容のものでございます。

3番として、異議申立てに係る事案。先ほど申し上げましたように、教科用図書選定委員会委員の募集に係る応募作文及び選考基準評価結果についてということです。

4番として、異議申立ての趣旨及び理由。まず、趣旨でございますが、1点目といたしまして、応募作文について、応募者の住所・氏名その他個人が特定される情報を除くすべての部分の開示を求める。2点目といたしまして、応募作文すべての採点結果について、個人が特定される情報を除き、選考基準評価結果一覧の開示を求めるという趣旨でございます。その理由でございますが、これも個人情報保護条例では、個人情報とは「個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と定義しているということで、応募作文については、開示文書の対象外としているものでありまして、その理由は第7条第2号の個人情報に該当し、そういうことによって保護しているわけでございますが、応募作文そのもので個人が特定されるわけではないという主張でございます。したがって、その個人が特定される部分のみを不開示とすれば足りることであるので、それ以外の開示を求めるという趣旨でございます。これが1点目でございます。

次に、2点目でございますが、同様の趣旨でございますが、3行目の条例第7条第2号、これは先ほど申し上げました個人情報で開示対象とはしていない部分でございますが、これを非開示とすればそれで足りるのではないかという主張であります。次ページで、しかし応募者の氏名その他個人が特定される情報以外の部分についても、不開示となっているが、当該部分は、不開示の理由には当たらないという主張であります。

これに対して5番でございますが、教育委員会としての弁明が記載されています。事実経

過は省略させていただきますが、2番目の教育委員会の判断ということで、応募作文の取扱いについてとありますが、今回提出のあった応募作文については、公表又は開示した例がないため、個人を識別できる部分のほか作文の内容についても不開示としているというのが1点目です。

2点目につきましては、公募の際、これは市報等で公募したわけですが、公募の際に、公表を前提とする旨の周知をしておらず、応募者としても、それが後に開示されることは予想していないということで不開示としております。

次に、3点目でございますが、条例第8条第2項の規定では、「特定の個人を識別することができることとなる記述等を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、条例第7条第2号に規定された「個人情報」に含まれないとみなす。」となっていること。これを前提といたしまして、応募作文は、個人を識別できる部分と、それ以外の部分は区別することができるが、個人を識別できる部分を除いて応募作文の内容をすべて開示した場合、応募者個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる、そういうことから応募作文の内容についても不開示にしたということでございます。

要するに、応募作文は一部非開示にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるために非開示としたということで、こういう3点の趣旨から一部開示にしたということでございます。

次に、大きな2点目としまして、今回の選定委員の募集、選考要領、これが平成17年4月1日で制定されたわけですが、その選定委員会の選考に係る審査結果は公表しないという要綱になっている。大きく分けて2点の点から一部非開示にしたということでございます。

したがって、本件異議申立てを棄却するとの決定を求めるということで、市長部局が審査会の方に説明書を提出するというところでございます。

次のページの公文書開示請求書でございますが、その1としまして、表内の一番上のところに、 とございますが、 として選考の際の採点基準、 として応募作文すべての採点結果を開示請求しております。

次のページをお願いします。

同じく、開示請求書であります。その2といたしまして、 として応募者数のわかるもの、 として応募書類のすべてについての起案書、 として応募作文すべてということになっています。

3枚目の請求書でございますが、同じく、 として選考方法・選考基準のわかるもの として選考に当たる構成員のわかるもの、これは選考委員ということになろうかと思えます。

次のページをお願いします。

4枚目の請求書でございますが、 として選考の際の議事録及びメモを含む記録一切。

これが開示請求をされたすべての書類でございます。

それに対しまして、教育委員会といたしまして決定をした書類が次のページからになりますが、先ほど申しました1枚目の開示請求に対しましては、一部開示決定通知書を決定をし

たところでございます、それを開示したということで、選考の際の採点基準、そして応募作文すべての採点結果、これについては一部開示ということで、根拠法令としては西東京市情報公開条例第7条第2号に該当する、いわゆる個人情報に該当する部分については、非開示ということでございます。

以下同様に、次のページでございますが、これも一部開示決定でございます。内容については、先ほどの2枚目の開示請求書に対応するものでございます。

右のページでございますが、3枚目になります。これにつきましては、先ほどの開示請求書の3枚目に対応する決定通知ということで、これにつきましては、すべてを開示するというので、として選考方法・選考基準、といたしまして選考に当たる構成員、これらについては個人情報に該当しないということで、すべて開示決定をしたところでございます。

次のページになりますが、最後の決定通知書、これにつきましては一部開示決定ということで、選考の際の議事録及びメモ等につきましては、個人情報に係る部分については一部開示ということで、こういう決定をさせていただいたところでございます。

次のページ、これは申立人の異議申立書の写しでございます。「公文書の一部開示決定に係る処分に対し、次のとおり異議申し立てをします」ということで、内容につきましては、諮問書の附属資料で御説明を申し上げた内容でございます。

裏面をお願いいたします。

最後の教育委員会の教示があったかどうかにつきまして、当該異議申立てに係る教示はあったということで、教示は有という記載がされておるところでございます。

補足説明につきましては、以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 この異議申立ての趣旨を見ますと、請求に対して答えられるところは全部答えているわけですね。そしてさらに、調査結果については公表しないということが、きちっと公募する時点で示されているにもかかわらず、こういう異議申立てが出てきたというのが、読んでいて余りよくわからないんですけれども。わかるようにちょっと教えてくださいませんか

村野学校教育部長 例えば、作文を開示してほしいという趣旨なんです、請求者は作文の住所、氏名、年齢等、個人が特定される部分だけを目隠しというんでしょうか、して、それ以外の部分については開示してもいいのではないかという趣旨なんです、開示した部分につきましては、一部開示と。内容によって個人が特定される可能性があり、なお、特定されることによって応募した個人の権利利益が損なわれるというんでしょうか、そういう配慮から、一部非開示ということでございます。いわゆる個人情報の保護というんでしょうか。開示と個人情報の保護というのは表裏一体の部分がございますので、開示することによって、個人情報が漏洩するおそれがあるということから一部開示にしたというところでございます

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 ちょっと初歩的なことなんです、同日に同一の方が4通の開示請求書を出された場合は、どこにもナンバーというんでしょうか、識別するようなものがないものなんです。さっきから請求書と決定書のどれがどれに当たるのかと見ているときに、1枚目、2枚目とおっしゃったんですけれども、どこかに番号が振ってあったりはしないものなんです。

村野学校教育部長 これは情報公開条例の様式の問題かと思いますが、本来であれば、請求案件1件につき1枚ということになるかと思いますが。

しかしながら、今回の開示請求につきましては、先ほど来、御説明しておりますとおり、8項目になるということで、記載し切れなかったということだと思っております。そこをこの様式は想定していないものですから、例えば、その1、その2、御説明では申し上げましたがそういった連番の記載はないようでございます。

大後委員 ちょっと感想になるかもしれないんですけども、この方が4通に分けて請求なさったのは、よく拝見していると内容が違うからなんだろうなと思うんですけども、単純にこの欄が狭いからこうなってしまったのなら、何だかつまらないなと思ったものですか。それによって、何かこちらの回答の方も、とか、何だかちょっと混乱しそうなどころがあるので、さっきから突き合わせて読むのが大変だったんですけども。

それと、質問ですが、異議申立書の5の「処分庁の教示は有」というのはどういう意味ですか。

村野学校教育部長 行政不服審査法では、救済の措置を教示する、相手方に権利としてお示しする必要があるという規定があります。処分をした際に、この処分に対して不服がある場合については処分庁を通し何々に救済する手続ができると、そういったことを教示と一般的に呼んでいますが、それをしたかしないかによって、その権利が守られる、守られない、大きく変わってきますので、その件について教示があったかどうかという記載をする義務がありますので、そのような「有」という記載をされたものであります。

大後委員 それがあったためにこういうふうに異議申立てをなさったということですか。先ほどの決定通知書の最後に、「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、西東京市長に対して異議申立てをすることができます」となっているので、そうかなと思ったんですけども、異議申立書のあて先は教育長ですね。

村野学校教育部長 今回処分をしたのは西東京市教育委員会ということでございますので、決定通知書のところに、西東京市長に対して異議申立てをすることができるということで、最終的にはこの異議申立てを審査する機関が市長部局の審査会、これは西東京市情報公開審査会になるわけでありまして、読みかえることになりまして、御指摘の点は決定通知書の一番下段かと思いますが、「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から60日以内に、処分庁に対して異議申立てをすることができます」ということでこれは処分庁というふうな読みかえになるかと思いますが。

したがって、処分をした教育長、教育委員会あてに異議申立てが出たということだと思えます。

角田委員 要するに、こういった教育委員会の判断に対しては不服だと。その結果として、公表したり開示した例が今まではない。けれども、今回、こうやって不服が出てきたわけですから、一つの例になるわけですね。そうすると、今回、このように丁寧に異議申立てに対して、またこのように次の審査委員会にかけていくということがあるということが、今後の例になってくるわけですね。今まで例がなかったところに例が出てきたわけです。そう

しますと、このように次々出てきたら同じようになっていくんですか。それとも、もう1回この応募作品の取り扱いに関しては、今後、何か考えなければならないということがあるんですか。それをちょっと教えてください。

村野学校教育部長 今回、こちらの説明書には前例がないという理由として、そういう教育委員会の判断としてそういう表現をいたしました。それは前例があろうが、なかろうが、いわゆる選考に不審な点というんでしょうか、疑問な点があれば、それは権利として認められるわけです。

したがって、審査会の方でどういう判断を下すか、それは別といたしまして、権利として異議申立てという制度があるわけですから、これが前例があろうが、なかろうが、それは権利として主張してもよろしいのではないかと。今後も続くということはあるということだと思います。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第51号 公文書一部開示決定に対する異議申立てについて（諮問）、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第52号 西東京市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第52号 西東京市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則、の提案理由について御説明申し上げます。

本件につきましては、多摩北部都市広域行政圏各市の屋内スポーツ施設を相互に利用するため、協定の取り交わしの専決処分につきまして、7月26日開催の第7回定例会におきまして御承認いただいたものでございますが、その件に関連いたしまして、相互利用のための規則の一部改正及び文言の整備をしたものでございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、事務局から御説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

名古屋生涯学習部長 それでは、教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。

規則の一部改正の趣旨でございますけれども、ただいま教育長の方から説明があったわけでございますが、多摩北部都市広域行政圏協議会、これを構成しております市につきましては、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市でございます。この各市の教育委員会が個人開放のスポーツ施設につきまして相互に利用を行えるようにということでございます。

今回、取組み各市の対象とする施設につきましては、屋内の体育施設のみを対象にするということで、屋内の施設の個人開放事業に限定するといったことでございます。

2 点目につきましては、相互利用者の範囲ということでございますけれども、圏域各市に在住、在勤、在学する者を対象といたすもの。

3 点目につきましては、使用料ということでございますけれども、当該市の市民と同様にその圏域の市民の方についても同じ料金で利用できるようにするといったことでございます。

このような内容に基づきまして、現在、各市の関係いたします教育委員会におきましては必要な措置を講じているという状況でございます。

本市につきましては、その対象となる施設につきましてはスポーツセンター、それから総合体育館 個人開放事業が対象になりますので、この2施設が対象となります。その中で、総合体育館につきましては、利用区分を特に設けてございませんので、規則改正等は必要ございませんけれども、スポーツセンターのみは改正の対象になるということで、今回、条例施行規則の一部改正をお願いするというものでございます。

今回の施行規則の一部改正の概要でございますけれども、その相互利用の概要とあわせまして、合併後に庁内で統一を図っているところでございますけれども、文言等の整備、今回の改正内容の趣旨以外にも文言の調整をするという部分も含まれてございます。

それでは、改正条文につきまして説明させていただきますけれども、今回の相互利用関係を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますけれども、新旧対照表の裏面を見ていただきたいと思います。

第9条関係でございますけれども、第2号中の「(以下「市民等」という。)」という部分がございまして、ここを削除するものでございます。同じく第3号になりますけれども、「西東京市内に住所を有する者(以下「市民」という。)」の後に、「又は多摩北部都市広域行政圏を構成する小平市、東村山市、清瀬市若しくは東久留米市(以下「広域行政圏市民」という。)に居住する者(以下「広域行政圏市民」という。)」を追加するものでございます。それから、同じく第4号、第5号につきましては、「市民」の後に「又は広域行政圏市民」を追加するものでございます。

今回新たに第6号といたしまして、「第3号及び第4号に規定する以外の広域行政圏市民又は広域行政圏市内の事業所若しくは事務所に勤務する者若しくは広域行政圏市内の学校に在学する者の個人使用100分の50を減額」の全文を追加するものでございます。この内容につきましては、実は条例上で、市外の方につきましては2倍にするといった文言がございます。それをここで、減免項目のところでは100分の50にするということで、市民と同じ扱いにするということで、いわゆる打ち消しているんですが、そういう取り扱いにするということでございます。

それから、ただいま第6号を追加したものでございますので、その後にあります「第6号」「第7号」につきましてはそれぞれ繰り下げまして「第7号」「第8号」にするものでございます。

一番下にある第2項の4行目、「第3号から第5号までに」の後に「該当する者に」を追加するものでございます。

新旧対照表の最後のページをご覧くださいと思います。

1行目の「証書の提示をもって」の後に「同項第6号に該当する者については広域行政圏

市内に居住又は在勤若しくは在学をしていることを示す書類の提示をもって及び同項第7号に該当する者」を追加するというところでございます。これは、いわゆるそれを明らかにするものを示してほしいといった内容でございます。

この施行につきましては、平成17年10月1日を予定としているものでございます。

なお、この規則につきましては、既に6月議会におきまして、スポーツ施設につきましての統合条例ということで、「スポーツ施設条例」というものが既に可決してございます。この条例につきましては、平成18年4月1日が施行となっております。今回、改正をお願いする規則につきましては、それと同時に廃止になる予定でございます。ですから、その期間の対応ということで、今回、改正をお願いしているものでございます。また、新しい条例、規則等につきましては、先日改正を行った時点で、圏域住民への対応につきましてはもう既に盛り込まれているところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 ちょっと単純なことだとは思いますが、「もの」という言葉を漢字にしているところと平仮名にしているところがありますけれども、特別な理由がありますか。例えば、第9条の(2)のところの「在学する者」というところは漢字なんですが、(4)の「手帳の交付をうけているもの」というところは平仮名になっていますけれども。旧は漢字なのをわざわざ直していますけれども。

名古屋生涯学習部長 ただいまの御質問でございますけれども、いわゆるこういう条例、規則等を整備するにつきましては、文書課の方で取り決めるということがございますけれどもただいまの「者」ということは、漢字であらわしている部分は初めてのときに使うと。「もの」のときは、さらにその者を特定しているときに使用されるといったことで使い分けをしているといったところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

竹尾委員長 全員賛成。よって、議案第52号 西東京市スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 報告事項(1) 児童・生徒数の報告について。

富田学務課長 御報告申し上げます。

それでは、お手元の児童・生徒数の表をご覧くださいと思います。1枚目が小学校でございます。2枚目が中学校でございます。いずれも平成17年9月1日現在の数字でございます。

まず、小学校から御説明を申し上げます。ご覧いただくようにAが通常学級、Bが心身障害学級、Cが通級指導学級でございます。まず、通常学級の方の右の下をご覧くださいと思いますが、9月1日現在9,327名でございます。学級数といたしまして、289クラ

スということになってございます。現在、小学校におきまして、またさらに後ほど御説明申し上げます中学校におきまして、標準定数が40名ではございますが、今の9,327名を289のクラスで割りますと、平均が32.27名という数字でございます。

2枚目をご覧いただきたいと思います。こちらが中学校でございます。こちらにつきましては、Aの通常学級、さらにBの心身障害学級でございます。中学校におきましては通級指導学級がございませんので、AとBのみでございます。先ほどと同じように、こちらについての平均の数を申し述べますと、34.50名ということになってございます。それから、昨年度同期と比較をしてみたいかと思いますが、小学校におきましては、平成16年9月1日現在と比較いたしますと257名増えてございます。かわりまして、中学校におきましては、15名増えてございます。

さらに、小学校の方だけ若干詳しく御説明申し上げます。この257名の内訳でございますが、まず19校あるうちの8校は、数字といたしましては減でございます。ただ、8校が減であるにもかかわらず、先ほど申し上げましたように257名という数が伸びた原因につきましては、上から7番目の中原小学校、こちらが1年間の間に113名増えてございます。それから、その次の向台小学校が41名と、それから下から4番目の上向台小学校が42名と、大きなところではそれらが伸びております。

それから、先ほど議題の中にございました碧山小学校についても、上から9番目でございますが、こちらについても32名というふうに、8校が減にもかかわらず、かなり大きなところが伸びているという現状がございます。伸びた原因につきましては、大型マンションの建設と。ただ、碧山小学校につきましては、ご覧いただくように余り大きな建物はございませんが、こちらについては戸建てがかなり伸びておりまして、この4年間の間に約100名の伸びを示してございますので、それで先ほどの補正予算というような御説明になったかと思っております。

簡単でございますが、以上です。

竹尾委員長 次に、報告事項(2)「西東京市立中学校の牛乳給食について(提言)」。

富田学務課長 御報告申し上げます。

恐縮ですが、提言書をご覧いただきたいと思います。若干御説明をしたいと思います。

こちらについては、この8月に、学校給食運営審議会の方から提言をいただきました。まず、提言書の1ページをご覧いただきたいと思います。現状の方で若干御説明申し上げます。現在、学校の牛乳給食におきましては、そこに書いてありますように、現在、5校が実施してございます。現在、中学校におきましては9校ございますが、5校、田無一中から四中及び青嵐中、その5校のみが実施しておりまして、要するに4校はまだ実施していないという状況でございます。

さらに、4ページをちょっとご覧いただきたいと思いますが、結論ということで申し上げます。この審議会において、牛乳給食を全校で実施することが望ましいとの結論に達したと。先ほどの5校のみしかやっておられませんので、すべてやるのが望ましいと。ただ、そこに書いてありますように、実施に当たっては、幾つかの課題、問題点が考えられるので、以下改めて列挙するというので、(1)として選択性と周知ということでございます。どうし

てもアレルギー体質という方がいらっしゃると同時に、やはり子どもたちに選ぶということでやっておりますので、逆にカルシウム等の必要性を教育的に指導しながらということが必要であろうという点が1点でございます。

それから、(2)でございます。飲み残し対策。どうしても飲み残しがございます。特に冬場については寒い、冷たいということもあわせて、これがございますので、この点を課題ということで載せてございます。

それから、(3)が役割分担ということで、どうしても運搬等で手がかかるということでございます。

さらに、(4)食育指導ということで、先ほどの、いわゆるカルシウムも含めまして、そういう指導が必要であると。

そして最後に、この諸課題を解決して条件を整備し、是非早期に実施されるよう関係者の努力と連携を望むものであるということで結んでございます。

以上です。

竹尾委員長 2件の報告が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 小学校の学級数等々のことで幾つか質問させていただきますが、確かにふえているし、今、柳沢、向台あたりに611世帯という大きなマンションができるようなので、恐らく、あのあたりの学校がまたふえるであろうということが予想されています。そういったところの予算、教室がふえるとか、予算とかといったものがこれから考えられていくのか、今考えているのかというのが1点。

もう一つ、今、小学生の暴力が非常に話題になっています。東京は少ないようですが、西東京市もまだそんなに社会問題になるほど出てきていないように思うんですけども、そういったことにならないような対策というか、指導というか、そういったことに対しては、教育委員会として、指導室として、どのように今取り組んでいらっしゃるのか。この2点をお聞きしたいと思います。

富田学務課長 確かに、学級数の増につきましては、今、角田委員がおっしゃったように

611世帯という大型のものが近々建ちます。そのほかにもまだまだ予定が若干ございます。当然私もその辺の数値を、業務も含めて、情報を得られる限り早い段階で察知してございます。そういう意味で、先ほどの碧山につきましては、まず補正という対応でございましたがそれ以降についても、でき得る限り情報を集約しながら対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

大町指導課長 先日の新聞で小学生の校内暴力が過去最悪の数値を記録したということで、特に教師への暴力が3割以上増えているという報道がなされました。幸いにも、西東京市は、過去3年間の調査の中では報告は1件もありません。ただし、問題行動が低年齢化しているということ、また西東京市の中でもこういう調査資料にあわられてはいませんが、そういうことが起きる可能性があった事例というのが幾つか報告されております。

私も教育委員会といたしましても、このことについては非常に重く受けとめ、従来から行われている、学校の中での教育相談の充実、それから何よりも一番大事なのは、小学校の

場合には授業がきちっと成立しているかどうか、担任の目を含む、学校が組織的に、一人一人の子どもを見ているかどうか、そういったところの指導・支援をより一層強化していきたいと思っております。

また、こういう事柄に関しましては、何といたっても学校、家庭、それから地域社会の連携が非常に大切になってまいりますので、その連携のあり方を含め、研究を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 小学校の方の通級指導学級なんですけれども、保谷小学校の言語障害学級が65名とかなり人数が多いんですが、この通っていらっしゃる子どもさんたちは、普通学級から通っていらっしゃるんでしょうか、それとも心身障害学級からも通っていらっしゃるんでしょうか。

富田学務課長 通常学級からお通いいただいております。ただ、今、かなり65名ということで多い人数です。それで、来年度につきましては、芝久保小の方にさらに言語の通級学級を一つ作る予定で今進めてございます。

以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

竹尾委員長 日程第7 その他、を議題といたします。

教育委員会全般につきまして、質疑を受けます。 質疑を終結します。

以上をもちまして平成17年第9回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

午 前 1 1 時 0 7 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員